東洋史研究
第五十三卷　第四號　平成七年三月發行

春秋世族考

吉本道雅

序　言
第一章　世族支配體制の形成
一　東遷期・春秋初期における世族の形成
二　晉霸と世族支配體制の完成
第二章　世族支配體制の構造
一　國君と世族
二　世族と「國」の統治機構
三　世族の構造
第三章　世族支配體制の解體
一　霸者體制の解體
二　世族支配體制の解體――衞の場合――
三　春秋的政治社會秩序の變質
結　語

序　言

『論語』季氏篇に「祿の公室を去るや、五世なり。政の大夫に逮ぶや、四世なり」とあるように、春秋期における世族の役割は夙に強調されてきた。從來の春秋政治史研究は、各諸侯國ごとの世族分析には少なからぬ蓄積があるが、[1] 少なくとも、中原諸侯國の世族については、その動向は中原全體の政治過程に一定程度制約されていたのであり、そうしたより普遍的な動向において各諸侯國世族の個別的推移を相對的に位置付ける視點が缺落していたといわざるを得ない。

かかる見地のもと、筆者は先に晉の霸者體制を分析した際、各諸侯國の世族の動向が、全中原的な政治秩序たる霸者體制に基本的に制約されており、それ故に、諸侯國ごとの世族支配體制の形成から解體に至る個別的な過程相互の間に、霸者體制の動向に對應した全中原的な一定の共時性が看取されることを指摘した。[2]

前稿における世族の分析では、基本的に霸者體制と關連する部分に對象を限定したため、春秋期中原世族の一側面が解明されたに過ぎない。前稿の所見を踏まえた上で、とりわけ各諸侯國內部における世族の政治社會的機能を解明することが、筆者に課せられた次なる課題である。

かかる問題意識のもと、本稿は各諸侯國の政治社會秩序及びその變質過程の中に世族を位置付けることを目的とするものである。具體的には次の作業を行なう。先ず第一章では、世族支配體制の形成を東遷期[3]以降の政治過程に位置付ける。次いで第二章では、春秋期諸侯國における世族の機能を整理する。この作業は、世族の「國」支配が確立した春秋中期の政治社會秩序、卽ち世族支配體制に占める世族の位置を解明するものとなろう。最後に第三章では、霸者體制解體を契機とする世族支配體制の動搖を前六世紀中葉以降の政治過程に位置付け、戰國初・中期における專權完成の端緒を解明する。以上の作業により、世族の消長という觀點において、東遷期から戰國初・中期に及ぶ前後四世紀半を通時的に展望するための一つの視座が獲得されるであろう。

第一章　世族支配體制の形成

一　東遷期・春秋初期における世族の形成

中原諸侯國の世族支配體制、即ち複數特定家系による卿位の世襲的獨占は、春秋中期以降確定的となるが、そうした家系は、ほぼ東遷期から春秋初期にかけて集中的に出現している。即ち同姓世族は、この時期の國君に出自し、異姓世族は、この時期大夫身分を獲得した家系に屬している。(4) かかる共時性を支えた全中原的な狀況が先ず問われねばならない。

東遷期から春秋初期の中原は、西周王朝崩壞後の政治秩序再編の時期に當たる。國君分族の增加をはじめとする人口壓に基づく邑田不足に由來するものであろうが、西周晚期にはすでに王朝・諸侯國內部更には諸侯國閒の矛盾が深刻化しつつあった。(5) 西周王朝が崩壞し、或る場合には武力行使をも伴った王朝の規制力が減殺された結果、中原諸侯國のあるものは、周邊諸國併合により疆域を擴大し、(6) 邑田不足なる國內的矛盾の解消を圖った。(7) 擴大された疆域を支配するのに、國君は公子或は近臣に疆域內の邑田を賜與して支配の責を負わせた。(8) この時期成立する晉の大夫の家系の多くが、晉が征服した舊「國」號を「氏」とする事例はこうした狀況を傍證する。

東遷期より以前にも公子などへの邑田賜與はありえたはずだが、その規模は、東遷期・春秋初期の疆域擴大以前では餘程小さいものであったはずで、加えて、疆域が狹小な段階では、國君が大夫を派遣し、比較的短期閒で交替させる直接的統治(9)もなお容易であったはずであり、從って西周期には、邑田を經濟的基盤とする特定家系の世族化は諸侯國については比較的困難であったと思われる。さらに、東遷期・春秋初期に邑田を賜與された公子・近臣は、西周期以前に成立していた家系に比べ、經濟的基盤の優勢に加えて、國君との關係が當然密接であり、これらを契機として、より古い家系を政治的に壓倒しえたものと思われる。(10) 春秋中期以降の世族の家系が基本的に東遷期以前に遡らないことはかく說明しうる。

春秋中期に世族支配體制を構築する家系はかく東遷期・春秋初期に起源するが、この時期成立した家系の全てが春秋中期まで存續するわけではなく、東遷期・春秋初期はこれら新興家系間の淘汰が一方で進行した。かかる淘汰をもたらした狀況を、當時の政治過程に卽して考えてみよう。

東遷期・春秋初期は中原有力諸侯が周邊諸國を併合し、次いで有力化した諸侯國間の矛盾が深刻化する戰亂の時代であったが、この基本的狀況は、國內政治秩序をも動搖させずにはおかなかった。當時の諸侯國は國人の軍事力に依存したが、戰亂による國人の軍事的負擔增大は、國君以下の支配層と國人との矛盾を深刻化させた。宋の華督の殤公弑殺（前七一〇）は、「十年十一戰」なる過度の軍事的負擔への國人の不滿に乘じたものである。諸侯國內外の政治秩序の動搖は、世族の卿位獨占世襲に基づく統治機構の繼續性が未成立であった段階にあっては、當面國君の個人的資質に基づいてこれを抑制するよりなかった。鄭莊公が許を攻めた際、瑕叔盈が鄭伯の旗をもって城壁に攀り、「君登れり」と呼ばわったところ、鄭師がこれに續き許を陷落せしめた。また、この戰の際、公孫閼餘が潁考叔を謀殺したが、莊公は軍士に犧牲を供出させ、暗殺者を呪詛した（前七一二）。「國の大事」（成十三）であった軍事・祭祀を契機に國人を統合する國君の機能を典型的に示す逸話である。春秋期においてすでに、國君が公位繼承豫定者を指名する繼承法が存在したことは、「大子」の稱謂の存在（『左傳』では隱元初見）により確認される。しかしながら、國君の個人的資質が要求される時代にあっては、魯人が惠公の大子桓公が幼少のため、兄隱公を攝政に立てた事例（前七二二）や、宋宣公が子の公子與夷をさしおいて弟穆公を後繼者とした事例（前七二九）に認められるように、公位繼承は不安定化せざるを得ない。繼承法を逸脫した公位繼承は、戰亂に對應すべくやむなく採用されたものであったが、それは繼承紛爭を契機とする他國の干涉をもたらし、[11] 皮肉にも諸侯國間の紛爭を激化させる一因となったのである。[12] 國君交代は、先君の統治機構成員の肅淸なる極端な事例に示されるように、政權を擔當する家系の交替を伴う場合があり、政權から排除された大夫層が奪權を圖るなど、大夫層などの主導で繼承紛爭が仕掛けられる場合も少なくなかった。[13] とりわけ春秋初期に集中的に認められた公位繼承の無秩序化は、こ

の時期存在した有力家系の淘汰を進行させ、生き殘った家系は世族化の道を辿ることになる。

二　晉霸と世族支配體制の完成

戰亂恆常化により、諸侯國內部の政治秩序は危機的狀況に陷った。ここで中原諸侯國は、紛爭抑止を究極の目的とする同盟に結集するようになった。中原東半では、齊莊公（前七九四—前七三一）・僖公（前七三〇—前六九八）の「小伯」を經て、桓公（前六八五—前六四三）の同盟が成立する。一方、中原西半においても、一時的ではあるが王朝を中心とした諸侯の結集が認められる（前六七六—前六六七）。さらに晉文公（前六三六—前六二八）は中原東西を一つの同盟に結集し、ここに春秋中期の全中原的政治秩序たる晉の霸者體制が發足する。(14)

霸者體制が同盟內平和を強制したことは、中原諸侯國の疆域擴大を最終的に停止させ、國君分族など後發家系が邑田を賜與されて新たに世族化する道を閉ざした。實のところ疆域擴大は、晉霸成立以前、おそらくは春秋初期にはすでに限界に達していた。それ故、中原の有力諸侯國は、成果の期待できない——すでに擴大した疆域を擁する他の有力諸侯國併合は抑も困難であり、よしんば併合しえたにしても、これを統治する技術をもたなかった(15)——紛爭を停止し、齊桓公の同盟に結集することを餘儀なくされたのである。晉霸はかかる趨勢を最終的に追認し、確定したものといえる。

中原諸侯國のうち魯衞齊宋の諸國では、晉霸成立の段階ですでに特定家系の世族化が進行していたが、(16)晉霸への加入は晉との交涉當事者たる卿位を保有する世族の地位を、霸者たる晉が、外交關係の繼續性に基づく安定を求めて積極的に保全する結果をもたらした。しかしながら、同盟內平和の強制に基づく後發家系の成長抑制は、世族と支配層の他の部分、卽ち大夫・公子層（以下、公子・公孫を併せて「公子層」と稱する）との矛盾を深刻化させ、これら大夫・公子層が國君のもとに結集した場合には、矛盾は國君對世族のそれとして顯在化した。加えて、晉霸發足時には必ずしも豫測されていなかった晉楚對立の激化(17)に伴う軍事的負擔の增大は、世族をはじめとする支配層と國人との矛盾を增大させた。魯の三桓の東

門氏追放（前五九一）・宋の戴族華元の桓族追放（前五七六）は、世族が他の世族を解體したものだが、その權益が再分配された結果、矛盾は一定程度緩和されたであろうし、また、衞の孫林父・甯殖の獻公追放（前五五九）・齊の崔杼の莊公弑殺（前五四八）は、大夫・公子層結集の核となる國君を世族が排除したものと評價できる。これらの結果、魯衞宋齊における世族支配體制は完成形態に達するが、これらの事件の勝利者たちはいずれも晉の支持を期待できる立場にあり、[18]加えてこの前六世紀前半から中葉は、晉の軍事行動の最盛期に當たり、[19]從って國人との矛盾が尖鋭化し、世族において支配體制の整序が急務とされた時期だったのである。これらの事件の共時性は、かく晉霸の動向に卽して說明でき、全中原的な政治秩序に對する晉霸の規定性が了解できよう。

世族形成が最も遲れていたのは、鄭と他ならぬ晉であった。鄭では莊公（前七四三―前七〇一）死後、二十年に亙って內戰が續き、次いで文公（前六七二―前六二八）の後繼者をめぐって晉楚兩大國が干涉するなど混亂が續いた。[20]この間、諸公子の他、洩高孔石皇侯の諸氏が複數の執政・軍帥を務め、萠芽的な世族化が進行した模樣だが、[21]「侯宣多の難」（前六二五。『左傳』文十七に言及）の如き公位繼承紛爭に伴う肅淸のため、これら諸氏は夙に衰え、春秋中期に至って、穆公（前六二七―前六〇六）の公子たちが擡頭した。穆族の政權掌握を決定的にした公子繻擁立事件（前五八一）もやはり晉との軍事的緊張の激化に基づき、晉霸の規定性はここにも看取される。

晉では、晉侯・曲沃伯の內戰が王朝の介入などもあって長期化し（前七三九―前六七九）、次いで獻公（前六七六―前六五一）死後には秦の干涉などで公位繼承紛爭が續いた。公位繼承を契機とする先君の統治機構成員肅淸は晉において最も典型的に認められ、特定家系の世族化を阻礙したが、文公以降、その卽位を支持した大夫層や文公の從者・近習が卿位を獨占し、[22]夷の蒐（前六二一）では、卿位世襲が當然視され、[23]それらの家系の世族化が急速に進展している。晉においても、世族と卿位から排除された大夫層との矛盾が激化した。[24]三郤を誅殺した厲公が欒書らに弑殺された事件（前五七四―前五七三）は大夫層結集の核となった國君を世族が排除したものであるが、この事件の背後に鄢陵の役（前五七五）に起因する欒

郤兩氏の對立があった點は、晉の軍事行動の激化が、晉自身にも影響したことを確認させる。

中原諸侯國における世族支配體制の完成は、晉と同盟國の外交關係を、實質的に晉・同盟國雙方の世族間の關係に變質させた。[25] 加えて、統治機構の繼續性が複數世族の卿位獨占世襲によって達成されるようになった結果、國君の個人的資質は最早要求されず、公位繼承紛爭など諸侯國內の紛爭も霸者の制裁の對象となったこととも相俟って、公位繼承の基本的安定が達成されるに至った。[26][27] かくこの段階で、中原諸侯國の國內的な、或は諸侯國相互の政治的秩序は世族により維持されるようになったのであり、これが春秋中期の政治秩序を世族支配體制と稱するゆえんなのである。

第二章　世族支配體制の構造

本章では、世族と國君の關係、「國」の統治機構に對する世族の關與のありかた、世族を構築する人的結合關係のありかたにつき順次檢討し、諸侯國の政治社會秩序に占める世族の位置を考察することとする。

一　國君と世族

先ず確認すべきは、春秋期國君の二面性についてである。襄二十五（前五四八）の晏嬰の發言に、國君が「社稷」のために弑殺・追放された場合これに殉ずるのは「臣」一般の義務だが、「己」のためである場合には「私暱」でない限り殉ずる義務はない、と見える。一方の「私暱」がすぐれて人格的な恩寵を意味する以上、その對極として、高度に非人格的な「國」の最高機關としての國君がここに想定されていることは明らかである。卽ち春秋期の國君には、個別的人格的な恩寵を施す主體としての側面の一方で、非人格的な機關としての側面がすでに認知されているわけである。

同樣の主張のうち、『左傳』が比較的早く年代付けているのが、莊十四（前六八〇）の、誰であろうと「社稷」の主でありさえすれば、「國」の一般成員はこれに臣從する、という原繁の發言である。二十年に亙る鄭の內亂終息の際の挿話

であり、現實の國君との人格的な關係を否定したものであるが、上述の如き春秋初期の公位繼承紛爭における、個人的資質に富む國君を要求し、その結果國君の恣意に苦しまざるを得ないという現實が、逆に人格性を排した國君の高度の公權性を主張させる契機となったことは想像に難くない。世族形成期において國君の二面性が尖鋭に意識されつつあったことに留意した上で、次に世族と國君の關係につき考察を加えよう。

世族の宗主は、卿なる身分と或る場合には何らかの官職を有したが、これらは國君交代の際に更改され、[28] 晉悼公が即位の際、「大夫」（卿を含む廣義）と盟を行なった事例（前五七三）の如く、より直接に國君との間の君臣關係が一定の手續に基づき確認される場合もあった。この君臣關係は、本來的には國君の側から隨時解消されうるものであり、實際、上述の如く、春秋初期においては、國君の交代ごとに先君の卿が罷免乃至は誅殺されてしまうことも往々にあった。これが、春秋初期諸侯國における政治秩序混亂の實態に他ならない。

しかしながら、連續性の缺如に起因する統治機構そのものの弱體化は、諸侯國支配層全體の不利益になるのであり、卿位世襲に基づく政權の連續性が志向されるようになる。卿位世襲を正當化する原理としては、祖先の功績に報いるという表現が頻見する。[29] 祖先において實現された秩序ある人的關係を、血統の連續性により維持せんとする發想である。これは、祖先の「靈を乞う」（前四七一）という祭祀的表現で主張されることもあるが、當時のより現實的な社會秩序が、客觀的非人格的規範ではなく、個別的人格的な人的結合關係に裏付けられていたこと、即ち特定の社會秩序を具體的に構成する人的結合關係が、いわば無形の資產として、一定の家系に蓄積されたことを想起するならば、そうした家系における身分地位の世襲が當時においては政治社會秩序維持の最も有效な方法であったといえる。

晉霸の成立が、卿位世襲の趨勢を決定的にしたことは上述の如くだが、加えて晉霸は、王朝を頂點とするヒエラルヒーに國君―卿の君臣關係を組み込むことで、同盟國の政權の連續性、それに基づく晉と同盟國の關係の安定を圖った。[30] 春秋中期における國君と世族の關係が一面で、霸者體制によって他律的に規制されていたことを忘れてはならない。このこと

は、世族支配體制の確立に當面有利に作用したが、一面で、世族宗主が卿として國君に臣從することをも強制したのであり、春秋期における世族の成長に一定の制約を課し、簒奪など君臣關係の否定に立ち至る事態への展開を防止したのである。

世族の卿位世襲に基づき政權の連續性が達成された結果、國君の個人的資質は最早二次的な問題となり、公位繼承は一應の安定を達成したが、そのことは、國君の地位の非人格化・機關化を意味した。現實には晉靈公（前六〇七）・厲公（前五七三）弑殺の事例の如く、國君の恣意的行爲が、「社稷」への奉仕という規範化された役割からの逸脱と看做され、公位から排除されることもあったが、こうした場合、『左傳』は「侈」などの形容で專ら國君を批判の對象とする。(31) 一方で、世族はその世襲的地位・霸者の支持などが政權安定の要件とされ、ために國君により敬意を拂われるべきものとされた。(32)

國君の人格性の排除は、國君―卿の君臣關係が王朝を頂點とするヒエラルヒーに組み込まれたこととも相俟って、國君の恣意による卿位の與奪を阻み、世族の卿位獨占に有利に作用したが、一方で、「國」の統治機構は、世族の存在による繼續性のみならず、國君の地位に伴う公權性をも不可缺の要件とした。どちらかを缺いた狀態では、「國」の成員、とりわけ軍事力の最大部分を擔う國人の支持を得ることはできなかった。從って、國君による特定世族の排除、或は世族閒の抗爭といった場面においては、そうした事態は正常な統治機構の機能停止を意味するものと看做され、公權の發動として國人を直ちに動員することはできず、第一次的には暗殺(33)もしくは私鬬(34)の形態を採らざるを得ない。世族閒抗爭では、國君を確保した側に國人が荷擔して結着が付く場合が一般であるが、(35) そうした場合にも國人の自主的な判斷が作用したことを指摘しておかねばならない。(36)

世族支配體制における國君―卿の君臣關係は、相互補完的に「國」の統治機構を構成し、對外的には霸者體制により、また「國」內的には國人との關係によって、いわば他律的に規制され、當面の均衡を保持していたのである。

二　世族と「國」の統治機構

世族は卿の身分によって「國」の統治機構の最上級部分を構成し、「國」を代表して他國との交渉を擔當し、戰時には、晉の卿に典型的に認められるように、軍帥として國人を統率した。

世族支配體制において、各諸侯國には員數のほぼ一定した卿が存在した。複數の卿の存在は、本來的には多岐に渉る政務を分擔する必要から出たものであろうが、世族支配體制の確定後には、體制安定の不可缺の要素となった。卽ち、卿位世襲が定着した結果、個々の世族については、國君の場合と同樣に、宗主交代の際、その個人的資質の差異に基づく變動が避け難いのであり、複數の卿の存在は、そうした人格的要素に基づく變動を稀釋する效果を持ち得た。複數の卿の連帶責任或は一體性が強調されるのも同樣の意圖に出るものであろう。卽ち、卿においても「社稷」への奉仕なる非人格的な規範の遵守が要求されたことは言を俟たないが、個々の卿がとりわけ國人の批判を被るような恣意に走ることは往々ありうることなのであって、複數の卿の一體性の保持は個々の卿のもつ否定的な人格性を稀釋し、世族支配が非人格的な體制として安定することを企圖したものといえる。逆に特定の卿の逸脫乃至は無能力が甚だしく、體制の危機を惹起すると判斷される、或はそうした口實が成立すると、卿位の剝奪という事態に立ち至る場合もありえた。さらにそうした場合、他の家系に卿位が與えられ、卿の員數が維持されることが一般であった。

例外はあるものの、卿位を保有する世族の閒には家格の差等は基本的に認められず、卿の序列は原則的に先任順であった。第一位の卿は「正卿」などと稱されるが、その機能は他の卿のそれと隔絕したものではなく、重大な政策決定に際しては、他の卿全員と合議し、その同意を得ることが普通であり、逆に鄭の子孔の如く「專」が過ぎると敗亡の憂き目をみることになる（前五五四）。

一方で、複數の卿の閒には、一定の分業關係が存在し、これは或る場合には水平的な分業關係により編成された官制に

おける官職の保有により表現された。

宋の卿は官制の最上級部分の官職を世襲的に保有し、[45]同じく官職を保有する大夫以下に、職權として命令を下達した。[46]さらに、官職に伴う職責が問題とされた事例も散見する。[47]しかしながら、宋の卿についても、その權能の官職に由來する部分がより限定的であったことを指摘せねばならない。『左傳』に宋の卿が列擧される場合、筆頭に記される卿、卽ち正卿の保有する官職が一定しないことは、[48]その權能が官職の職能に由來しないことを示す。

卿の權能における官職の限定性は、魯鄭においてより顯著である。鄭における卿の官職保有は、襄二「是に於いて子罕國に當たり、子駟政を爲め、子國司馬と爲る」・襄十「是に於いて子駟國に當たり、子國司馬と爲り、子耳司空と爲り、子孔司徒と爲る」などで纔かに確認されるのみだが、「當國」「爲政」は官職ではなく具體的な權能である。魯についても、昭四に三桓季叔孟が各々司徒・司馬・司空であったこと、襄二十一に臧武仲が司寇であったことが確認されるのみである。魯鄭の卿級官職に關する材料がこれらにほぼ限定されること自體、卿の權能が官職に伴う職權に由來することが餘程稀薄であったことを示している。晉の卿に至っては官職を保有しないことが寧ろ普通である。[49]要するに、卿の權能は、本質的にその卿としての身分に由來したものといえる。

世族支配體制において注目すべきは、統治機構に占める特定の權能が、特定の世族によって世襲される傾向が一定程度認められることである。鄭では筆頭の卿が有する「當國」の權能は、子罕（罕氏、在任初見は前五七一）→子駟（駟氏、前五六三）→子孔（孔氏、前五六三）ののち、子展（罕氏、前五五四）が承襲し、以後罕氏が世襲した。同樣に魯では、經文が季氏を含む複數の卿を列擧する場合、季氏を一貫して筆頭に置き、正卿の地位を季氏が世襲したことを知る。[50]晉では特定地域との交渉を特定の世族が獨占的に擔任し、さらには世襲している。宋の卿の官職世襲も、かかるより普遍的な權能—權益世襲の一形態として理解される。要するに、世族支配體制における「國」の統治機構は、個々の世族に分割された權能—權益の複合體に化しつつあったのである。

三　世族の構造

「世族」の稱謂は本來、血緣的集團としての實態を豫想したものだが、ここでは先ずそうした血緣を契機とする集團性が及ぶ範圍を考えてみよう。

國君の同姓分族の場合、特定の國君に出自する集團、卽ち國君の諡號＋「族」として記されるものが最大の單位であり、(51)その下位區分として、特定の公子に出自する「氏」がある。(52)族と氏の中閒に、同母兄弟たる公子たちに出自する複數の氏が一定の集團性を示す場合もある。(53)異姓世族の場合は、氏が最大の單位となる。氏は「室」と稱される複數の家系に分かれ、室がさらに官名などに由來するいわば二次的な氏を稱する場合もある。(54)本來的に氏全體の祭祀の主宰者を意味する氏の首長が宗主であり、(55)世族たる氏の中では、卿位を保有するものが宗主と目された。宗主の屬する室が「宗室」であり、(56)それ以外の室が「側室」である。(57)

族は政治的權益を共有した。宋における卿級官職世襲は上述の如くだが、父子世襲が行われない場合も、前任者と同じ氏乃至は少なくとも族の成員にその官職が承襲された。(58)特定の官職は究極的には族內部で保持さるべき權益だったのである。魯の桓族(59)・鄭の穆族にも同樣の狀況を看取しうる。鄭の穆族には、世族化開始の時點で、襄公による子良以外の穆族追放を子良が拒み、その結果穆族全員が大夫に任ぜられた經緯がある（前六〇五）。穆族は一旦卿位を獨占した後は、卿の缺員が生ずると、必ず穆族成員でこれを補塡し、卿位獨占を維持した。(60)特定の族が世族として複數の卿位を獨占する場合、族に屬する複數の氏の相互協力が有效に作用したのであり、換言すれば、族の規模が大きいほど世族化達成が容易であったということになる。政治的權益の共有と表裏をなして、宋の桓族失脚（前五七六）の如く、一成員の罪が族全體に及ぶ場合もあった。

氏も族とほぼ相似的な機能を有したが、その集團性はより顯著である。宋の官職が父子世襲されない場合、先ず前任者

と同じ氏から後任が選ばれた上掲の事例や、晉の荀盈の卿位承襲の事例[61]に窺われるように、氏にも政治的權益の共有がやはり認められ、その他、成員に對する制裁權[62]及びそれと表裏をなす對外的連帶責任[63]、相互扶助[64]などが確認される。

族・氏の集團性を示す材料を提示したが、然らば、これらの集團としての意志はどのように決定されたのであろうか。この問題に關連して次に宗主の權能を考察しよう。

先ず、宗室・側室の關係だが、宗主が側室に一定の影響力を行使する事例が少なくない。魯の叔仲氏は叔孫氏の側室で、文十一經に「叔仲彭生」と記される以上、叔孫氏から正式に獨立していたはずであるにも關わらず、叔孫昭子が叔仲小追放を季平子に委ねられた事例（前五三〇）などがそれである。だが、かかる世族支配體制確立期の事例を以て一般化することはできない。より早い時期では、晉の卿に典型的に認められるように、一つの氏が複數の卿位を保有するため、卿位を保有する複數の室のうちどれが最上位、即ちどの卿が宗主であったのか、或は抑も宗主の存在の有無が不分明な場合もあり、先克・先都が同じ氏に屬しながら卿位をめぐり抗爭した事例（前六一九―前六一八）や、郤氏の如く宗主が必ずしも氏の意志を代表しない事例[65]さえ認められる。晉の場合は寧ろ、一氏一卿の傾向が定着してのち、一つの氏內部で、卿位を世襲する家系が宗室として目されるようになったと考えられる[66]。換言すれば、卿位なる氏にとって本來外在的な要素が、氏の內部秩序を規制しているのである。このことは、「國」の政治秩序の前に氏が本來的には自律性を缺いていたことを示唆し、卿の子が父の在任中すでに官職を保有し、父子關係よりも官職に伴う職責を優先させる事例[67]や、氏成員に對する宗主の制裁權が「國」の統治機構に規制される事例[68]、或は宗主の相續の際、國君や他の世族がこれに介入する事例[69]などは、これを傍證する。夫人が婚家より實家の利益を優先する事例[70]や、主從關係が父子關係に優先される事例[71]は、妻子に對してさえも絕對的な宗主權が存在しなかったことを明示し、氏の意志決定過程における「父兄」の介入も[72]、この推測を支持する。

從って、側室への影響力を當然視するような強固な宗主權或いは氏の集團性といったものは、例えば氏族制の遺制とい

った無前提的に存在するものではなく、卿位を世襲する家系が、その政治的地位を契機に氏内部への壓倒的な影響力を構築したことに由來するのであり、要するに、世族形成なる政治過程及び世族宗主の特定時點における政治力の強弱という文脈において理解すべきものとなる。

世族及びその他の支配層は家臣を擁した。家臣は一定の手續により世族宗主との間に主從關係を設定し、[73] 特定の職役を分掌するなどの奉仕の代償に、邑田を賜與された。[74] 家臣の出自は多様で、他國出身者を任用する事例や、魯の鄙たる庚宗出身の豎牛が叔孫氏の「爲政」を擔當した事例（前五三八）、『論語』に頻見する孔門弟子の仕官などは、[75] 家臣の身分的無限定性を示す。世族支配體制との關連で注目されるのは、大夫・公子層出身者が家臣となる事例である。[76] これは、霸者體制下の同盟内平和強制のため、支配層のうち世族以外の部分が邑田獲得を最早期待できず、世族の庇護下にその經濟的基盤を求めた場合、即ち支配層の兩極分解に由來する場合も當然想定されよう。だが、家臣が主君の賜與以外に獨自の經濟的基盤を有したと推定される事例もあるので、[77] 主從關係の設定を經濟的要因のみに求めることはできない。身分的安定・上昇などの恩惠を期待して、[78] いわば政治的要因に基づき主從關係が設定される場合も想定すべきであろう。

世族に結集する人的結合關係は、直接の血緣或は主從關係に基づくものに限られない。世族宗主が相互に私的な協力關係をとり結ぶ事例や、大夫・公子層など支配層のより弱體な部分が政治的庇護を求め、婚姻などを契機に世族宗主との友好關係を設定する事例も頻見し、かく形成された集團は「黨」と稱される。[79] さらに世族は戰時には軍帥として國人を統率したが、かかる統屬關係が、邲の役の際、「下軍之士」の多數が下軍大夫であった知莊子に自發的に隨從した事例（前五九七）[80] に認められるような平時に持ち越しうる人的結合關係構築の契機になったことは疑いを容れない。[81] 世族は一方で、賑恤などの恩惠を國人に施し、その支持を獲得することで政治的地位の保全に務めたのである。

第三章　世族支配體制の解體

一　霸者體制の解體

世族支配體制下の「國」の統治機構が複數世族の權能―權益の複合體と化しつつあったことは上述の如くであるが、晉においても、魯の叔孫僑如の季氏・孟氏追放陰謀をめぐる郤氏と欒氏・中行氏の對立（前五七五）の如く、個々の世族が獨自に外交を展開するような狀況に陷った。晉楚對立が續くうちは、晉の世族は三軍六卿制に基づき晉の軍事行動を一元的に遂行しえたのであり、そうした軍事力は、同盟國に對し、既存の世族支配體制を維持せしめる方向に作用した。

ところが、前五四六年、晉楚講和が成立すると、晉の從前の軍制の急速な解體を叔向が證言し（前五三九）、子產は、「晉政多門」が晉の一貫した對外政策を最早不可能とし、延いては晉の軍事的頽勢をもたらすことを正に豫言している[82]（前五二九）。晉楚講和ののち、晉の軍事行動は、中行吳の主導下で專ら太行山脈以東の狄に向けられるが、范・中行の亂（前四九七―前四八九）で、二氏がこの地域を根據地としたことは、それに先立つ中行氏の勢力扶植を窺わせ、中行吳の軍事行動が、霸者としての晉國の利害以上に、一世族としての中行氏の利害に動機付けられていたことを推測させる。

そして、この前五四〇年代には、齊・衞で既存の世族支配體制が解體し、次いで前五二〇年前後には衞の齊豹の亂（前五二二）・宋の華氏の亂（前五二二―前五二〇）・周の王子朝の亂（前五二〇―前五一六）・魯昭公出奔（前五一七）など世族支配體制の矛盾に起因する內亂が續發する。中原東端に位置する齊は、晉霸の影響が最も稀薄であり、前五四〇年代に衞の內紛を主導した獻公はその齊の支持を受けていた。この二國は晉霸の弛緩に最も敏感に反應する條件を備えていたのである。また前五二〇年代の諸國の內亂にはいずれも齊楚吳など同盟外諸國の介入が認められる[83]。前六世紀後半の中原における世族支配體制の動搖に認められる共時性が晉霸の頽勢に起因することは明らかであろう。

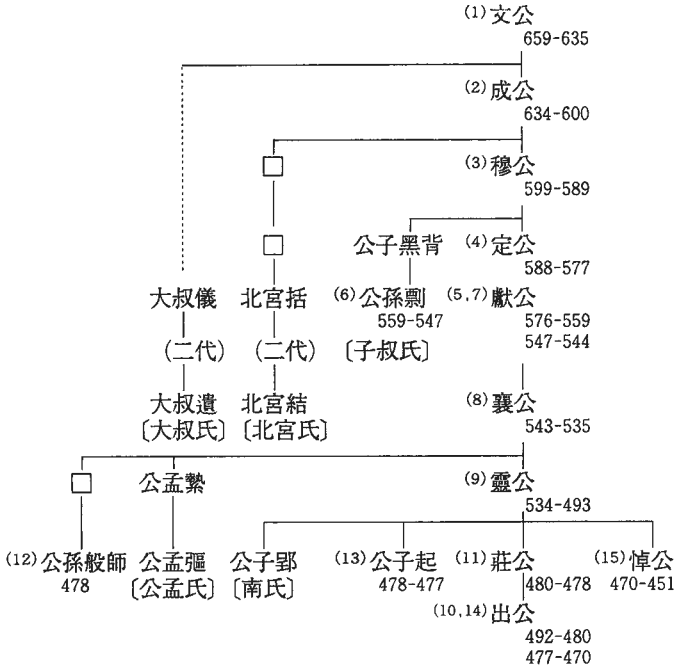

衞の系譜（文公の「659―635」は前659―前635年在位を示す。以下同じ）

二　世族支配體制の解體
――衞の場合――

齊・衞においては事態が急速に進行し、『左傳』の年代記的記述の終末（前四六八）までに、世族支配體制を克服した新しい統治體制構築への方向が先驅的に示される。ここでは、一つの典型的な事例として衞の動向を分析することで、世族支配體制解體の具體相を解明することとする。

衞では、武公（前八一二―前七五八）に出自する孫氏・甯氏の他、石氏・孔氏が世族化した。定公は前五八四年、孫林父を追放したが、孫氏は先代の孫良夫以來、晉の軍事行動への參加を積極的に推進した（前五八九・前五八八・前五八五年）。前五九〇年代以降の晉の軍事行動の急速な增加に基づく、國人の軍事的負擔增大が、孫氏への反感を釀成し、定公の孫林父追放に有利に作用したことは、容易

に推測しえよう。定公・獻公は國君により近い分族たる穆族子叔氏・成族北宮氏を卿に任じて[84]世族への對抗を圖ったが、前五七七年、晉は孫林父の復位を強制し、前五五九年、孫林父・甯殖は子叔氏の公孫剽を擁立して獻公を追放し、二氏による支配體制を確立した。衞における世族支配體制確立がやはり晉霸の動向に規制されていたことが了解されよう。ところが、衞における世族支配體制は、前五四〇年代には早くも崩壞してしまうのである。

前五四七年、獻公は甯喜に專權を約束し孫氏を追放させた。前五五〇年代に入っても、衞の軍事行動は晉の對齊戰への參加など依然頻繁で、甯喜が國人を動員し、孫氏追放に成功したのは、正卿孫林父が主導する軍事行動への不滿に乘じたものと思われる。ところが、甯氏專權は、前五四六年、獻公の甯喜誅殺で崩壞し、獻公は甯喜の「黨」として前五四五年、石惡を追放し、ここに衞では東遷期以來の世族がほぼ一掃されてしまったのである。甯氏討滅は公孫免餘が主導し、討滅後の行賞では文族大叔氏が卿に登用され、また孫甯政權下に見えなかった成族北宮氏が復活し、その他齊氏が卿となった。衞における世族支配體制解體は、公子・大夫層の世族打倒と評價できるが、これを可能にしたのは、體制そのものの變質であったと思われる。

晉霸の同盟內平和強制が、中原諸侯國の邑田獲得を停止させたことは後發家系の世族化を抑制する點、世族支配體制確立に有利に作用したが、一方で、支配層內部における世族とそれ以外の部分との矛盾を蓄積させた。さらに、世族は晉霸の支持に依存したため、晉の軍事行動に協力せざるを得ず、その軍事的負擔は世族と國人との矛盾を增大させた。加えて、世族は自分自身の分族の增加という內的な矛盾にも直面していた。世族の複數並立は、個々の世族の恣意を稀薄化させ、世族支配體制を非人格化し安定させていたが、矛盾の深刻化に直面した世族は、他世族打倒による權益再分配を志向するようになった。再分配が支配層の他の部分に及ぶ場合、[85]それは支配層の他の部分の不滿を體制そのものから反らし、體制の延命に寄與したが、一般には世族自身の權益擴大が專ら志向された。甯氏の專權樹立は正にそうしたものであり、魯の叔孫僑如（前五七五）・鄭の子孔（前五五五）・齊の慶封（前五四六）の事例にも同樣の志向を看取しうる。從って專權樹

立は、一切の矛盾が一世族に集中する極めて不安定な局面を現出したのであり、甯氏沒落はかかる不安定性に基づくものであった。

衞では、甯氏を打倒した北宮氏・齊氏などが世族化を志向したため、從來の支配層內部の矛盾が再現された。前五二二年の內亂は、齊豹と靈公の庶兄公孟縶との、卽ち新興世族對公子層の對立に起因するものであった。

前五〇六年の召陵の會・皐鼬の盟は、晉霸の下の最後の會盟であり、ほどなく中原諸侯國はいずれも晉の同盟から離脫し、晉の霸者體制のもとかろうじて維持されてきた世族支配體制下の矛盾が一擧に顯在化し、何らかの內紛が記述されない年次はないといった狀態に陷る。前五四〇年代の段階ですでに世族支配體制が一旦解體していた衞において、その內紛は最も先進的な性格を示すものとなった。前四九七—前四九六年、靈公夫人南子との對立で大子蒯聵（莊公）・北宮結・公孟彄が出奔し、前四八〇年の莊公の卽位後、公孟彄（前四八五に歸國）・孔悝・大叔遺が追放され、前四七八—前四七七年の晉の出兵から出公復位に至る過程で、石圃が追放された。かくして衞では新舊世族が一掃された。世族消滅に乘じて專權を圖った出公は、前四七〇年、大夫・公子層の造反で出奔し、靈族南氏が悼公を擁立した。

衞莊公の孔悝追放が家臣の策謀に基づくことでわかるように、衞では國君が家臣團を形成し、專權を志向した。齊簡公が闞止を登用して陳氏に對抗させた事例（前四八一）や、宋景公の側近たる大尹が世族排除を圖った事例（前四六九）も同樣に評價できよう。いずれも失敗に終わったが、國君の下に複數の世族が並立して統治機構を構成する舊來の世族支配體制を克服した國君專權による統治機構一元化の試みであり、戰國以降の趨勢を先取りしたものといえよう。

三　春秋的政治社會秩序の變質

前五世紀初頭の衞で國君により先驅的に志向された專權は、戰國初期以降の中原諸侯國において、對抗勢力の排除に成功した國君や世族宗主により達成されるが、その閒、これを可能ならしめた政治社會的環境の變質が想定される。この變

質過程は少なくとも戰國初期まで繼續したものであろうし、加えて專權樹立には、他國との關係などの外的條件が有效に作用した場合も想定しうるので[86]、戰國初・中期の政治過程が必ずしも明瞭ではない現在の研究水準では十分な解明はなし難いが、變質の端緒と評價しうる材料を春秋期に見出すことは可能である。

世族宗主の權能が、それ自體としては本來必ずしも強固でなかったことは上述の如くである。しかしながら、晉霸の下における邑田獲得の停止により、不斷に增加する世族一般成員が經濟的基盤を得ることが困難になった結果、既得權益を有する宗主と一般成員との閒の懸隔が擴大した。前六世紀後半以降、世族對大夫・公子層の內戰の際に認められる、世族の一般成員が反世族側に荷擔する事例[87]は、世族內部の宗主對一般成員の矛盾の尖銳化を反映するが、一方で同じ頃から世族一般成員が宗主との閒に主從關係を特に設定する事例[88]に看取されるように、宗主の世族內部における專權形成が進行している。

宗主による專權形成に關連して、家臣制の新局面を指摘しておかねばならない。國君や世族宗主と家臣の閒の主從關係のありかたは多樣である。數世代に亙って主從關係が繼續し、主君の恩惠に家臣が死を以て報いるような強固な關係が傳えられる[89]一方で、家臣の側から主從關係を解消する場合もあり[90]、さらには主君弑殺などに立ち至る場合さえあった[91]。一方で、孟莊子（前五五四—前五五〇在位）が父（孟獻子）の「臣」を改めなかったことが「孝」であると賞贊される事例（『論語』子張）は、主從關係がその一方の當事者たる主君の死により解消されることが寧ろ常態であったことを示し、要するに春秋期の主從關係は、基本的には主從閒のすぐれて人格的な結合關係に支えられていたというべきである。主從關係のかかる側面は、春秋期を通じて認められ、またおそらくはそれ以前より存在したものであって[92]、政治社會秩序の變質に關連して寧ろ強調さるべきは、孔門が「道」に基づく主從關係を主張した事例（『論語』先進）に認められるような、主從關係の客觀化、人格性排除の側面である。かかる側面は、主君が「道」を逸脫すれば關係を解消すべしという『論語』の主張に認められるように、當面、主君の側に有利に作用したとは限らないが、主從關係の非人格化は、卽ち主君の權力の公

權化を意味するのであり、かかる志向は、國君・世族宗主の家臣團が個々の主從關係の單なる堆積から、戰國期の官僚制的に編成された統治機構へと展開する第一歩を示すものと評價しえよう。

春秋期において國君或は一世族の恣意を抑制したのが、「國」の軍事力の主要部分を占めた國人の存在であったことはいうまでもない。『左傳』の記述が終わるまで一個の社會的階層としての國人は健在であり、宋景公死後の公位繼承紛爭（前四六九）や魯哀公出奔（前四六八）の經緯に認められる如く、かれらは諸侯國の內亂において依然一定の役割を占めているのである。專權樹立には國人の軍事力の克服が想定されるが、これは、後述の國人とは別個の來源に基づく軍事力の創出のほか、國人自體の解體により實現したものと思われる。そうした視點より注目されるのは、前五六二年の魯の三桓による三軍創設である。從來この措置は、三桓の國人家臣化として評價されてきた。[93] 確かに、前四八四年の齊の來寇の際、魯は孟孺子洩（孟氏の嗣子）・冉求（季氏の宰）が軍帥を務め、三桓の家臣團を中核として國人を編成する軍制を採用しており、國人の家臣化が軍制上實現していたことが確認される。だが、この「家臣化」を、先に見た個別的人格的な主從關係の設定と看做すことは、國人全體の規模の大きさからいって困難であり、加えて上述の如く、『左傳』の記述が終わるまで魯の國人は一個の社會的階層として機能しているのであるから、三軍創設に伴う軍制上の家臣化を、社會的實體としての國人の解體と同一視することはできない。寧ろ注目すべきは、この三軍創設の際、季氏が自己の統率下にあった國人に對し、「其の役邑を以て入る者は征無く、入らざる者は征を倍にす」と二者擇一を迫ったことである。卽ち國人の閒に異なった條件をそれぞれ選擇するような利害の不一致がすでに生じているわけである。國人は「役邑」と稱されるものを含む「國」外の邑田を保有し、その代償に軍役などを負擔する小領主であったと思われるが、[94] この前五六二年には、晉鄭の講和がようやく成立しており、これ以前魯は斷道の盟（前五九二）での同盟復歸後、頻度を加える晉の軍事行動に一貫して參加した。こうした軍事的負擔が國人の階層としての一體性を侵蝕しつつあったことは容易に想像でき、季氏の提示した選擇肢は、國人解體の第一歩を示すものであったといえよう。

世族の「鄙」支配については具體的な材料が乏しく、その變質を追跡することは困難だが、軍制との關係で注目されるのが、昭五（前五三七）の晉の韓氏が「七邑」に「賦」（軍役）を課したという證言である。同じ記事に晉にはその他「四千」乘の動員力をもつ「四十縣」があると見え、一邑當たり百乘程度の動員力を有したことを知る。當時の「國」のみの動員力は千乘がほぼ上限なので、[95] 個々の邑の動員力は「國」の十分の一に過ぎないが、韓氏の如きは七邑で七百乘、國人を總動員したものの三分の二に相當する軍事力を保有したことになる。かかる軍事力は平常は複數の邑に分散していたわけだから、「國」内における政變の如き急場には閒に合わず、そうした場面ではやはり國人の軍事力が有效だったわけだが、范・中行の亂（前四九七―前四八九）で、反亂者側が太行山脈以東の諸邑に據った事例に看取されるように、邑は長期化・廣域化した内亂を「國」に抗して維持するだけの軍事力を世族に提供したのであり、邑支配の展開は、國人の軍事力負擔に基づく世族への規制力を相對的に減殺していくこととなった。無論、世族の邑の居民についても國人と同樣に、その軍事力に依存して世族に抵抗する事例が認められるが、[96] 複數の邑が一致して世族に對抗することは困難で、邑の抵抗が個別的である以上、そうした抵抗は個別的に擊破されざるを得ない。國人は「國」に集住することで社會的階層としての一體性を保持し、そのことが「國」の支配層に對する國人の規制力を裏付けたのだが、同樣の規制力を複數の邑の集積に期待することは本來不可能なのである。かつ、邑支配が數量的に增大し、廣域化した場合、世族宗主の側は、最早邑の居民との閒に人格的支配從屬關係を構築しそれに依存するといった支配方式を放棄せざるを得なくなる。邑支配展開過程における人格的要素の拂拭は、戰國期以降、國君或は世族宗主を頂點に構築されつつあった專權の公權性を高め、その官僚制的編成を促進したものと思われる。

結　語

霸者體制解體の結果、國君の下に複數の世族が統治機構を構成する中原諸侯國の世族支配體制は動搖し、衞では國君の

専權が挫折はしたものの先驅的に試みられた。國君或は世族宗主が對抗勢力を打倒して專權を確立するのは、戰國初・中期に降り、それは、①世族の公位簒奪（齊鄭宋衞）、②世族の分立（晉周）、③國君の世族解體（魯）など種々の形態により達成された。[97] この過程は國により遲早はあるが、概ね前四世紀中葉まで繼續し、春秋晩期に顯在化した政治社會的矛盾はほぼ一世紀半を經て、ようやく克服されたわけである。

世族の消長なる視點に立てば、東遷期以來四世紀半の中原諸國の政治社會的動向は、①世族形成（前七七〇—前六三二）、②世族支配體制（前六三二—前五〇六）、③世族解體（前五〇六—前四世紀中葉）なるほぼ均等な三期に區分して理解することが可能となる。かかる作業假說によってとりわけ春秋晩期から戰國初・中期を通時的具體的に分析することが、今後の可能な作業となろう。ただ舊稿以來筆者の分析對象は、地域的には專ら中原に局限されており、先秦期の總合的理解には、中原以外の地域の檢討を要する。中原に比べ乏しいとはいえ、檢討可能な史料を擁する楚・秦について、東遷期より戰國初・中期に至る通時的分析が要請される。以て爾後の課題としたい。

註

（1）春秋政治史研究史の整理批判は、戰後歷史學の總括をふまえた上で獨立の文章においてようやくなしうるものであり、本稿では割愛に委ねざるを得ないが、最近の研究動向を示すものとして、松井嘉德「鄭の七穆——春秋世族論の一環として——」（『古代文化』四四—一、一九九二）を參見されたい。

（2）拙稿「春秋晉霸考」（『史林』七六—三、一九九三）。

（3）本稿に用いる時代區分呼稱の絕對年代は次の如くである。東遷期（前七七〇—前七二三）・春秋初期（前七二二—前六三二）・春秋中期（前六三二—前五〇六）・春秋晩期（前五〇六—前四六八）・戰國初期（前四六八—前三七〇頃）・戰國中期（前三七〇頃—前三〇〇頃）。

（4）魯では、前六三二年の踐土の盟の時點で、孝族（孝公は『史記』十二諸侯年表によれば前八〇六—前七六九在位。以下同表による年代は一々注記しない）臧氏・三桓（桓公は前七一一—前六九四在位）・莊族（莊公は前六九三—前六六二在位）東門氏が卿位にあり、宋では春秋中期までに戴公（前七九九—前七六六）・莊公（前七一〇—前六九二）・桓公（前

六八一—前六五一）の子孫が卿位を獨占し、齊では桓公の段階で、國・高二氏が卿位を占め、うち高氏は文公（前八一五—前八〇四）の子孫である。晉において文公の三軍六卿制開始（前六三三）以後、二代以上の卿を出したのは、欒郤狐先荀士胥趙韓魏の十氏である。うち欒氏は、靖侯（前八五八—前八四一）の孫欒賓が前七四五年の段階で曲沃桓叔（前七四五—前七三一）の傅として初見（『左傳』桓二）し、韓氏は曲沃桓叔の子韓萬に出自し（『史記』韓世家索隱參照）、趙氏は叔帶が周幽王（前七八一—前七七一）の時、周より晉に移住して文侯（前七八〇—前七四六）に仕え（『史記』趙世家）、士氏は周宣王（前八二七—前七八二）に誅殺された杜伯の子隰叔が晉に移住したものである（『國語』晉語八韋注）。郤狐先荀魏の諸氏は獻公（前六七六—前六五一）の大夫として初見する。鄭については第一章の二、周については註(18)、衞については第三章の二で述べる。

(5) 周懿王・孝王・夷王の繼承混亂、紀侯の讒言による周夷王の齊哀公烹殺、齊胡公弑殺（前八六〇）、周厲王追放（前八四二）、齊厲公弑殺（前八一六）、衞共伯餘殺害（前八一三）、魯懿公弑殺（前八〇七）、周宣王の魯伯御討滅（前七九六）、晉殤叔の簒位（前七八四）、晉文侯の殤叔殺害（前七八一）、王大子宜臼廢位（前七七四。『太平御覽』一四七引『紀年』）。

(6) 拙稿「周室東遷考」（『東洋學報』七一—三・四、一九九〇）四六—四八頁參照。

(7) 晉獻公が大子申生・公子重耳・公子夷吾に曲沃・蒲・屈を賜與した次第（『左傳』莊二十八。以下『左傳』の記事については魯侯の年次もしくは西暦年次のみを擧げる）を參照。

(8) 註(6)上掲拙稿四七頁參照。

(9) 莊八「齊侯使連稱・管至父戍葵丘、瓜時而往、曰及瓜而代、期戍、公問不至、請代、弗許、故謀作亂」はそうした邑支配の方式を示唆するものである。

(10) 時代の降る事例であるが、公孫敖出奔（前六一九）など、魯の三桓を、より新しい國君の分族たる莊族東門氏が一時壓倒した狀況より類推される。

(11) 晉の內亂（前七三九—前六七九）への王朝の干渉、鄭公孫滑を擁し衞が出兵（前七二二）、宋公子馮擁立を圖る鄭に宋などが出兵（前七一九）、宋殤公弑殺に齊などが干渉（前七一〇）、宋の鄭厲公擁立（前七〇一）、鄭厲公出奔の際の齊などの出兵（前六九七—前六九六）、衞惠公出奔による齊などの干渉（前六九六—前六八八）、齊の鄭公子亹殺害（前六九四）、齊公子糾を擁し魯が出兵（前六八五）、宋閔公弑殺に齊などが干渉（前六八一）、魯僖公卽位までの齊の干渉（前六六二—前六五九）、晉惠公卽位の際の秦・齊・王朝の介入（前六五一—前六四九）、齊孝公を擁し宋が出兵（前六四二）、晉文公卽位の際の秦の介入（前六三六）、齊公子雍を支援し魯楚が出兵（前六三四）。

(12) 拙稿「春秋齊霸考」（『史林』七三—二、一九九〇）第一章註⑯參照。

(13) 魯の公子翬の桓公擁立（前七一二）、鄭の祭仲の厲公（前七〇一）・昭公（前六九七）擁立、衞の左公子洩・右公子職の公子黔牟擁立（前六九六—前六八八）、鄭の高渠彌の子亹

擁立（前六九五）、祭仲の子嬰擁立（前六九四）、周公黑肩の王子克擁立（前六九四）、齊の連稱・管至父の公孫無知擁立（前六八六）、鄭の傅瑕の子嬰弑殺（前六八〇）、蔿國らの王子頹擁立（前六七五—前六七二）、魯莊公死後の公位繼承紛爭（前六六二—前六五九）における公子慶父・公子友の對立、齊の易牙・寺人貂の公子無虧擁立（前六四二）、易牙の公子雍擁立（前六三四）。晉については註(12)參照。

(14) 註(12)上掲拙稿參照。

(15) 楚は前五三四・前五三一年にそれぞれ陳・蔡を滅ぼし、王子棄疾を縣公として統治させたが、前五二九年の靈王弑殺・平王卽位後、兩國の復國を餘儀なくされている。一定規模に達した舊諸侯國の支配維持が困難であったことを窺わせる。

(16) 魯齊宋については註(4)參照。衞については第三章の二で述べる。

(17) 註(2)上掲拙稿七四頁參照。

(18) 魯は前六一一年に晉の同盟より離脫し、以後前五九二年の斷道の盟における同盟復歸まで基本的に親齊路線を採るが、この路線を主導したのが東門氏である。華元の桓族追放・孫林父らの獻公追放については註(2)上掲拙稿九八頁參照。前五五九年以降、齊は晉の同盟より離反するが、この路線に一貫して反對したのが崔杼に他ならない。なお、崔氏・慶氏は前五七四—前五七三年の內亂で國佐が誅殺されたのち卿に列せられ、卿としては新興の家系となるが、崔杼は晉霸加入を企圖し、晉の支持の下、他の中原諸侯國と同樣の世族支配體制構築を志向した點において他の中原諸侯國の世族と等質のものと看做してよい。王朝においては、前六三二年以前の段階で、周公・召伯・原伯・毛伯などが王朝の卿士として確認されるが、これら既成世族に對し、晉との關係に依存して擡頭したのが、先ずは惠族（惠王は前六七六—前六五二在位）王叔氏、次で單氏と頃族（頃王は前六一八—前六一三在位）劉氏である。王孫蘇（王叔桓公）は、前五九四年、召戴公・毛伯衞を殺害し、以後兩氏は經文に見えない。前五八〇年、周公楚は、伯與（興）との政爭に加えて「惠襄之偪」により出奔し、周公家は滅亡した。王叔氏にやや遲れて晉との交涉を擔當するのが單氏・劉氏である。前五六三年、王叔陳生・伯興は政爭の末ともだおれとなり、晉の調停で單靖公が卿士となった。以後、單氏、やや遲れて劉氏が王朝の卿士職を獨占するようになる。

(19) 註(2)上掲拙稿七三頁グラフ參照。

(20) 晉の大子蘭擁立（前六三〇）、楚が公子瑕を擁し進攻（前六二七）。

(21) 各氏につき二名ずつ『左傳』初見年次を擧げておく。洩賀（隱五）・洩堵寇（僖二十）、高渠彌（桓五）・高克（閔二）、孔叔（僖三）・孔將鉏（僖二十四）、石甲父（僖二十四）・石楚（文十七）、皇武子（僖二十四）・皇戌（宣十二）、侯宣多（僖二十四）・侯羽（成七）。

(22) 前六三三年の三軍六卿制開始の際、郤縠・郤溱・狐毛・狐偃・欒枝・先軫が卿となったが、これらは昭十三「有欒郤狐先以爲內主」と、國內で文公卽位を支持した氏に屬し、狐氏兄弟は文公の從者でもあった。註(71)參照。

(23) 文八の先克の發言。同様の議論は成八の韓厥の發言にも見える。

(24) 先克暗殺（前六一九―前六一八）・趙旃造反（前五九七）・郤氏による大夫層の「田」侵奪（前五七四）などの經緯參照。

(25) 註(2)上掲拙稿一〇〇―一〇一頁參照。

(26) 註(2)上掲拙稿九四頁參照。

(27) 魯では僖公（前六五九―前六二七）から昭公（前五四一―前五一〇）、宋では文公（前六一〇―前五八九）から景公（前五一六―前四六九）、齊では惠公（前六〇八―前五九九）から莊公（前五五三―前五四八）、衞では文公（前六五九―前六三五）から獻公の第一次在位期間（前五七六―前五五九）、鄭では僖公（前五七〇―前五六六）以後、晉では悼公（前五七二―前五五八）以後、閒で繼承紛爭が絶無だったわけではないが、ともかくも父子相續による公位繼承が繼續している。各々の期間は當該諸侯國における世族支配體制の安定期にほぼ合致している。

(28) 成十八「晉悼公卽位于朝、始命百官」・襄十六「平公卽位、……改服脩官」など。

(29) 註(23)參照。また斷絶に瀕した魯の臧氏（襄二十三）・齊の高氏（襄二十九）の存續についても、同様の發想が認められる。

(30) 註(2)上掲拙稿九八―九九頁及び第三章註⑥參照。霸者が主宰する裁判において衞の卿元咺が成公と爭い得た事例（僖二十八）も、卿の地位が王朝を頂點とするヒエラルヒーに組み込まれ、その限りにおいて國君と同様の國際的に認證された地位を保有していたことに基づく。

(31) 宣元「於是晉侯侈、趙宣子爲政、驟諫而不入、故不競於楚」・成十七「晉厲公侈、多外嬖」など。

(32) 成十四の衞の孫林父歸國の際の定姜の發言を參照。

(33) 晉靈公の趙盾排除（宣二）・厲公の三郤排除（成十七）など。

(34) 襄二十七「衞寧喜專、公患之、公孫免餘請殺之、公曰、……止也、對曰、臣殺之、君勿與知、乃與公孫無地・公孫臣謀、使攻寧氏、弗克」など。

(35) 定十三「荀躒・韓不信・魏曼多奉公以伐范氏・中行氏、弗克、二子將伐公、……遂伐公、國人助公、二子敗」など。

(36) 哀二十六「皆歸授甲、使徇于國曰、大尹惑蠱其君以陵虐公室、與我者、救君者也、衆曰、與之、大尹徇曰、戴氏・皇氏將不利公室、與我者無憂不富、衆曰、無別」など。

(37) 宣十二「韓獻子謂桓子曰、……事之不捷、惡有所分、與其專罪、六人同之、不猶愈乎」は敗戰の連帶責任が主張された事例、襄二十九「宋亦饑、請於平公出公粟以貸、使大夫皆貸、司城氏貸而不書、爲大夫之無者貸」は子罕の故事。子罕は「大夫」（世族以下の支配層）の餘剩なきものに粟を貸してまで「大夫」全員が賑恤を行えるようにし、「大夫」のおそらくは國人に對する一體性を保持している。また、襄二十七「崔慶一也」や昭二十五「無季氏、是無叔孫氏也」などの發言も、世族の一體性という理念を示している。

(38) 昭元「叔孫曰、諸侯之會、衞社稷也、我以貨免、魯必受師、是禍之也、何衞之爲」は使者となった卿が自己の一身よ

り「社稷」を優先すべしと論じたものである。

(39) 晉における胥克廢位（前六〇一）・先殺誅殺（前五九六）など。

(40) 鄭では子國（國氏）らの暗殺（前五六三）後、國氏の後繼者子產の弱年のため、子張（印氏）が卿となり（前五五五初見）、子孔（孔氏）誅殺後、子產が卿となり（前五五四）、伯有（良氏）誅殺後、公孫段（豐氏）が卿となり（前五四三）、六卿制が維持されている。

(41) 魯では三桓・莊族東門氏・孝族臧氏が卿位を占めたが、『左傳』僖二十六「東門襄仲・臧文仲如楚乞師」に對する經文「公子遂如楚乞師」が臧文仲を記さないことに窺われるように、臧氏は他の四氏に對し一等低く位置附けられていた。東門氏追放（前五九一）ののち、文族子叔氏が卿位を世襲したが、三桓と臧氏・子叔氏の間には一定の差等が窺われる。

(42) 襄十三の晉の緜上の蒐の經緯は、先任順の原則と「讓」による順位の變動を示す。

(43) 文七「晉郤缺言於趙宣子曰、……子爲正卿」など。

(44) 文十三の士會歸國の經緯など。

(45) 例えば右師は、華元（在任初見は前六一一）→華閱（前五六四）→華皐比（前五三六）→華亥（前五三六）と繼受され、華氏の亂（前五二二—前五二〇）ののち、皇瑗（前四七八）→皇緩（前四七七）と繼受されている。華元→華閱→華皐比は父子、華亥は華皐比の弟、皇氏は華氏と同じ戴族で、皇緩は皇瑗の從子である。

(46) 襄九の宋の大火の際の經緯など。

(47) 拙稿「西周册命金文考」（『史林』七四—五、一九九一）結語註⑥參照。

(48) 公子成（右師、前六二〇）・華元（右師、前六一一）・樂喜（司城、前五六四）・公孫忌（司馬、前五二〇）・皇緩（右師、前四六九）。

(49) 註(47)上揭拙稿六五頁參照。

(50) 註(2)上揭拙稿九九頁參照。

(51) 世族化した複數の氏を包括しつつ一定の集團性を有した族としては、魯の桓族・齊の惠族（欒氏・高氏）・鄭の穆族・宋の戴莊桓三族を擧げうる。その他、宋の武宣穆襄の族が春秋初期に頻見し、晉では莊二十三に「桓莊之族」が見え、周では王の分族たる成十一「惠襄」・昭二十二「靈景之族」のほか、卿士などの分族として單氏の昭七「襄頃之族」、甘氏の昭十二「成景之族」などが見える。

(52) 但し、宣四「穆氏」・成十五「桓氏」は各々鄭穆公・宋桓公に出自する集團を指し、「氏」の用法は必ずしも嚴密ではない。

(53) 襄十九「子然・子孔、宋子之子也、士子孔、圭嬀之子也、圭嬀之班亞宋子而相親也、……三室如一」・襄三十「罕駟豐同生」など。

(54) 例えば鄭の罕氏の分族たる昭七「馬師氏」は官名に由來する。

(55) 襄二十七「崔、宗邑也、必在宗主」杜注「宗邑、宗廟所在、宗主謂崔明」。

(56) 襄十七「華臣弱皐比之室、……宋公聞之、曰、臣也不唯其

宗室是暴、……」など。

(57) 桓二「卿置側室」・文十二「趙有側室曰穿」など。

(58) 註(45)参照。

(59) 桓族孟氏の公孫敖出奔（前六一九）後、桓族叔孫氏の分族たる叔仲彭生が經文に見える（文十一＝前六一六）。桓族内部で卿位が保持されているわけである。

(60) 註(40)参照。

(61) 前五六〇年、荀罃・士魴が卒した時點で、荀罃の孫荀盈（荀盈の父荀朔はすでに卒していた）・士魴の子彘裘が幼少であった（荀盈は六歳）ため、晉は八卿制を改め六卿とした。新しい家系による卿位補塡は最早行なわれず、卿位世襲原理の貫徹が確認される。前五五二年、欒盈が追放され、荀盈が立つべきところであったが、時にかれはまだ十四歳であり、程鄭が下軍佐に補塡された。前五四八年、程鄭が卒した段階で、十八歳に達した荀盈が卿位を得たものと思われるが（前五三七年の時點で下軍佐であったことが確認される）、程鄭は荀氏の分族であり、荀盈の襲うべき卿位が荀氏内部で保持されていたことになる。

(62) 前七一九年、衞の簒奪者州吁とその側近石厚が陳で處刑された際、州吁處刑に立ち會った右宰醜とは別に、石厚の父石碏が「其宰」たる獳羊肩を立ち會わせた事例は、「氏」制裁權の「國」からの獨立を示す。

(63) 晉の欒盈出奔（前五五二）の際、叔虎がその嬖人であったため、その罪が羊舌氏全體に及び叔虎の兄伯華・叔向が囚えられた事例など。

(64) 前五四七年、鄭の印堇父が楚の捕虜となり、次いで秦に抑留された際、子產が印氏より徵した「貨」を用いて秦に送還を交渉した事例など。

(65) 三郤のうち、郤錡（上軍將）は祖父郤缺の代より卿位を世襲した世卿であり、郤犨（新軍將）・郤至（新軍佐）に比べて序列も高く、郤氏の宗主であったと思われるが、前五七四年の段階では郤至が郤氏の意志決定を行っている。

(66) 晉の趙氏は、趙夙が耿を賜って大夫に列せられ（前六六一）、この時點では彼が趙氏の中で最高の身分を有していたと思われるが、文公卽位後、その亡命に隨從した趙衰（夙の弟）が卿となり、次いで趙盾が卿位を世襲すると、趙夙の孫趙穿は、「側室」と稱せられる（前六一五）に至っている。

(67) 前五七五年、鄢陵の戰の際、晉の欒鍼が父欒書を叱責した經緯など。

(68) 前五五六年、華臣が宗主華阜比の族内制裁權發動を稱して華吳を殺害した結果、宋公の怒りをかい、結局亡命に追込まれた事例など。

(69) 季孫肥相續の際、魯侯がこれに介入した事例（前四九二）や、鄭の子大叔（前五五一）・周の劉文公（前五二〇）相續の際に、各々子展・單穆公が介入した事例など。

(70) 鄭の祭仲の女雍姬が、夫雍糾の祭仲暗殺計畫を實家に告げた經緯（前六九七）など。

(71) 晉懷公が、文公に隨從する狐毛・狐偃の歸國勸告を兄弟の父狐突に要求した際、狐突が主從關係の優先を主張してこれを拒否し處刑された事例（前六三七）など。

(72) 鄭の駟偃が卒したのち、駟氏の父兄が幼い絲に代えて乞を擁立した事例（前五二三）など。
(73) 僖二十三「策名委質」・『國語』晉語九「委質而策死」など。
(74) 齊の鮑國が魯の施孝叔の宰となり、「百室之邑」を賜與された事例（前五七四）など。
(75) 註(74)上掲の事例のほか、衞の大叔疾が宋の桓魋の臣となった事例（前四八四）など。
(76) 晉の公子重耳の亡命に隨從した狐偃・狐毛・趙衰・魏犨、公子夷吾に隨從した郤芮、趙盾に仕えた韓厥などはいずれもそれ以前に大夫として見える氏の出身者であり、崔杼に仕えた東郭偃は齊桓公の子孫（襄二十五）、慶舍に仕えた盧蒲葵は慶氏の同姓でかれを「宗」と稱する（襄二十八）ことからやはり齊の大夫出身、魯の孟氏に仕えた成宰公孫宿（公孫成）は哀十五「周公之孫」と稱され、魯の公子層出身であることなど。
(77) 魯の季冶は、季武子との主從關係を解消し邑を返還した後も、かれ自身の臣を保有している（前五四四）。
(78) 晉の趙盾は家臣韓厥を靈公に推薦して司馬（大夫職）としたが、韓厥はのち卿に昇格し、世族化した。同樣の事例が散見する。拙稿「春秋國人考」（『史林』六九―五、一九八六）三五―三六頁參照。
(79) 註(78)上掲拙稿二七―二九頁參照。
(80) 註(78)上掲拙稿三二―三三頁參照。
(81) 襄二十九「鄭子展卒、子皮卽位、於是鄭饑而未及麥、民病、子皮以子展之命餼國人粟、戶一鍾、是以得鄭國之民、故罕氏常掌國政、以爲上卿」など。
(82) 註(2)上掲拙稿第三章註⑮參照。
(83) 註(2)上掲拙稿第三章註㉓參照。
(84) 子叔氏・北宮氏の經文初見は、成十（前五八一）「衞侯之弟黑背率師侵鄭」・成十七（前五七四）「衞北宮括帥師侵鄭」となる。
(85) 晉では郤氏滅亡ののち魏相・魏頡が卿に任ぜられている（前五七三）が、かれらは文公の從士で軍令違反で失脚した（前六三二）魏犨の孫で、その父魏錡・魏顆の功績に報いるべく拔擢された（『國語』晉語七）。不平大夫層の最右翼というべき存在であった。
(86) 『史記』田世家に「宣公四十八年（前四〇八）、取魯之郕」とある。魯では穆公（前四一五―前三八三）が三桓を壓倒して專權を樹立した（註(2)上掲拙稿結語註⑦參照）が、田世家所見の郕（成）は孟氏の保有する最も重要な邑だったのであり、齊の郕（成）占領が孟氏の沒落を決定的にした可能性を主張しうる。
(87) 註(2)上掲拙稿結語註⑥參照。
(88) 註(2)上掲拙稿結語註②參照。
(89) 『國語』晉語八「三世事家、君之、再世以下、主之、事君以死、事主以勤」など。
(90) 註(77)上掲の季冶や、南蒯が卿位繼承直後の季平子との關係惡化で叛した事例（前五三〇）など。
(91) 晉の祁勝（前五一四）や魯の豎牛（前五三八）・陽虎（前

五〇二）の事例など。

(92) 註(78)上掲拙稿三九―四〇頁参照。

(93) 増淵龍夫「春秋戰國時代の社會と國家」（『岩波講座世界歴史』四、一九七〇）参照。

(94) 註(78)上掲拙稿第二章参照。

(95) 註(78)上掲拙稿一九―二〇頁参照。

(96) 例えば、魯の費・成・郈は各々季氏・孟氏・叔孫氏の最重要の邑で、三都と稱せられたが、これら三都の、三桓或は魯國に對する軍事的抵抗が前六世紀後半以降頻見する。首謀者とその年次を列擧すると次の如くである。費宰南蒯（前五三〇）・郈馬正侯犯（前五〇〇）・費宰公山不狃（前四九八）・成宰公斂處父（前四九八）・成宰公孫宿（前四八〇）。

(97) 註(2)上掲拙稿結語註⑦参照。

A STUDY OF THE ARISTOCRACY IN THE SPRING AND AUTUMN PERIOD

YOSHIMOTO Michimasa

Historical trends in the development of the aristocracy in the states of the Central Plain, during the Spring and Autumn period, were in essence regulated by the political order that pertained by throughout the whole Central Plain. That is, the hegemon system of the Jin 晉 state, there occurred a certain amount of simultaneous development corresponding to the larger trends that occurred in the hegemon system.

On the basis of this fact, in this paper I examine the roles played by members of the aristocracy within the context of their socio-political orders and the changes of state. First, I situate the process of the formation of these aristocracies within the political history of the period following the Eastward Transfer. Second, I examine special questions such as the relationship between the aristocracies and the monarchs, the participation of members of the aristocracies in the government of states, and the personal relations involved in the formation of aristocratic clans. In this way, I provide an account of the role played by the aristocracies within the socio-political orders of their respective states.

Finally, I situate the upheaval of the aristocracies within the dissolution of the hegemon system. I consider the political developments that occurred after the mid-fifth century B. C. to constitute a turning point that marked the beginning the rise of despotic forms of rule. This trend was continued and completed in the early and mid-Warring States period.

In this structure of investigation, I thus utilize the vicissitudes in the development of the aristocracies to provide a framework for the diachronical analysis of the four and stretched from the Eastward Transfer to the early and mid-Warring States period.